

静岡市選挙管理委員会告示第 2 号

静岡市公職選挙法による選挙運動に関する規程(平成18年静岡市選挙管理委員会告示第 4 号)の一部を次のように改正する。

令和 4 年 3 月 31 日

静岡市選挙管理委員会委員長 大 場 知 明

第 8 条の 3 第 2 項中「、かつ、当該責任者の印を押し」を削る。

第 30 条第 1 項及び第 34 条第 1 項中「、かつ、当該責任者の印を押すとともに」を削る。

様式第 1 号その 1 中「㊟」を削り、同様式備考を同様式備考 1 とし、同様式備考に次のように加える。

- 2 設置者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、設置者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

様式第 1 号その 2 中「㊟」を削り、同様式備考に次のように加える。

- 3 設置者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、設置者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

様式第 1 号その 3 中「㊟」を削る。

様式第 4 号の 2 中「㊟」を削り、同様式備考に次のように加える。

- 3 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

様式第 4 号の 4 中「㊟」を削る。

様式第 9 号中「㊟」を削り、同様式に備考として次のように加える。

備考 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人  
が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提  
示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限

りではない。

様式第10号中「㊟」を削る。

様式第14号中「㊟」を削り、同様式備考に次のように加える。

- 4 選任者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、選任者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

様式第15号その1中「㊟」を削り、同様式備考に次のように加える。

- 6 選任者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、選任者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

様式第15号その2中「㊟」を削り、同様式に備考として次のように加える。

備考 候補者又は推薦届出者本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者又は推薦届出者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

様式第15号その3中「㊟」を削る。

様式第16号中「㊟」を削り、同様式に備考として次のように加える。

備考 選任者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、選任者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

様式第17号中「㊟」を削り、同様式に備考として次のように加える。

備考 選任者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、選任者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

様式第19号中「㊟」を削り、同様式備考に次のように加える。

- 3 政治団体の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書

類の提示又は提出を行うこと。ただし、政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

様式第21号中「㊟」を削り、同様式に備考として次のように加える。

備考 政治団体の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

様式第24号及び様式第26号中「㊟」を削る。

様式第28号中「㊟」を削り、同様式備考を同様式備考1とし、同様式備考に次のように加える。

- 2 政治団体の代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、政治団体の代表者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

附 則

この告示は、令和4年4月1日に施行する。